

道路交通法の一部改正の概要について

◎ 平成26年6月1日施行分

○ 一定の病気等に係る運転者対策

免許取得・更新時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出義務

虚偽記載
1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

診察した者が一定の病気等に該当すると認知した時

医師による任意の届出制度

一定の病気等に該当する疑いがあると認められる時
※一定の要件を満たした場合に限る

免許の効力暫定的停止制度

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された場合、取消しから3年以内であれば、再取得時の運転免許試験（適性検査は除く）は免除

「質問票」には、必要事項を正しく記載しましょう。

- 「質問票」の記載内容により、直ちに、運転免許の取消し等にはなりません。
- 「質問票」に虚偽の記載をする行為には、罰則が設けられています。
- 「運転適正相談窓口」が、広島県運転免許センター・東部運転免許センターに設置されています。病気等で自動車等の運転に不安がある方は、ぜひ、ご相談ください。

※ 「一定の病気」とは自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある病気で政令で定めるもの。

○ 悪質危険運転者対策

免許を失効したため免許の取消しを受けなかった者等の運転免許再取得

「取消処分者講習」の受講が必要

○ 放置違反金の收受事務の委託

放置違反金の収納事務について政令で定めるところにより、私人（コンビニ等）に委託が可能（広島県は当面未実施）

◎ 平成26年9月1日施行分

○ 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定

環状交差点では

- ・ 左折等するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。
 - ・ 車両等は、環状交差点を通行する他の車両等の進行妨害をしてはいけません。
 - ・ 環状交差点に入ろうとするときは、徐行しなければなりません。
- などの交通方法が定められました。

